

東教区信徒育成基金「宣教／教育基金-通称」運用規定

(目的)

第1条 本教会信徒育成基金規定第1条の目的に従い、東教区に属する教職・信徒の育成、及び宣教進展の具体化計画のため、本教会同基金よりの配分金をもって、東教区信徒育成基金（宣教・教育基金）を設定し、本教会同基金設定目的に基づく運用を図ることとする。

(資金)

第2条 本基金の資金は本教会の信徒育成基金よりの配分金とする。

(本教会信徒育成基金規定第2条、4条)

(基金の管理)

第3条 本基金は東教区常議員会の責任の下に、運営委員会を設置し運用・管理する。

2. 運営委員会は基金の使途について、東教区総会に報告、承認を得なければならない。
3. 運営委員会は教区担当常議員及び若干名を加えた委員で構成する。任期は2年とし、再任をさまたげない。

(基金の使途)

第4条 本基金は、教職を含めた壮年、婦人、青年、児童各層の研修会、協議会、信徒会等、東教区の宣教・教育に関する諸計画のためにこれに用いることを原則とする。

2. 特別の理由によって、この目的以外のためにこれを供する場合には、その用途について東教区総会または東教区常議員会の承認及び本教会常議員会の承認を得ることとする。

(規定の改廃)

第5条 本規定の改廃は、東教区常議員会がこれを行い、教区総会の承認を得ることとする。

(施行)

第6条 本規定の定める制度は、本教会常議員会の議を経て、1990年4月1日より有効とする。

附則

1. この規定は、2016年4月から改正施行する。[第53回東教区定期総会(2016/3/21)決議]